公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領

令和4年10月27日 内閣総理大臣決定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成30年10月23日閣議決定)三1(8)において、「民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること」とされている。また、「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)2.(2)において、「民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う」こととされている。

これらを踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条第1項の規定に基づく民間事業者からの実施方針の策定の提案(以下単に「民間提案」という。)を受け、策定された実施方針に基づく選定事業についての公共調達において、当該民間提案を実施した事業者に対して加点を行うものとする。

1. 適用対象

以下①及び②の条件を満たす事業に係る総合評価落札方式又は企画競争によるもので、かつ、令和5年4月1日以降に事業契約(PFI法第5条第2項第5号)又は公共施設等運営権実施契約(PFI法第22条第1項)を締結しようとする全ての公共調達(本実施要領の施行日以前に入札公告を行ったものを除く。)

- ① P F I 法第6条第1項に基づき、民間事業者から公共施設等の管理者等(以下「管理者等」という。)に対し、民間提案が行われたもの
- ②PFI法第6条第2項に基づき、上記①の民間提案について、管理者等による検 討及び評価の結果、提案内容の全部又は一部が採用され、所要の実施方針の策定 が行われた選定事業

2. 加点評価対象者

上記1に定める民間提案を行った事業者(以下「民間提案事業者」という。)及び民間提案事業者を含む入札参加グループ又は応募グループ(以下「民間提案事業者等」という。)

3. 評価方法

上記1に定める調達において、上記2に該当する民間提案事業者等に対して加点することとする。加点に当たり評価者は、入札参加時に民間提案事業者等からのPFI法第6条第2項に基づく管理者等からの民間提案に対する検討結果の通知書の写しの提出をもって評価すること。

加点割合は、各府省等において、別紙を参考としつつ、調達する案件の性質や民間提案が実施方針策定に寄与した程度を勘案し設定するものとする。

4. 各府省等における取組状況の確認

毎年度、内閣府において、各府省等における本取組の実施状況を確認するため、必要な 措置を行うこととする。

5. その他

PFI法第6条に基づかない民間提案や、PFI事業以外の民間提案を活用した 官民連携事業においても、実施要領に準じた取組の実施を積極的に検討すること。 民間提案に関する手続等については、「PPP/PFI事業民間提案マニュアル」 (令和3年4月改定/内閣府民間資金等活用事業推進室)を参照すること。

附則

この決定は、令和4年11月1日から施行する。

(別紙)

(参考) 調達時における民間提案事業者等に対する評価基準例 〈総合評価落札方式(除算方式)の場合〉

民間提案による加点の得点配分の考え方(例)

- ・実施方針策定に寄与した程度を勘案するものとして、特定事業の選定時のVFMを目 安とする。
- ・特定事業の選定時のVFMが10%の場合、寄与度に応じて、総配点の5%から10%を 民間提案事業者等に付与する。

■配点例

(「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」(内閣府)に基づく例)

項目	要件	得点配分	点数
事業計業務に関する事項			〇点
施設整備業務に関する提案			〇点
維持管理業務に関する提案			〇点
運営業務に関する提案			〇点
•••			〇点
民間提案による加点	民間提案に対する 検討結果の通知 書を提出した入札 参加者	5%~10%	5点~ 10点

注)評価点(基礎点+加点)100 点満点の例

[※] 配点例を示したものであり、具体的な配点については、調達する案件の性質に応じ、各府 省等において配点の割合を含めそれぞれ設定するものとする。